低圧電気特別教育受講報告

フィールド科学系部門生物生産技術班

積山　嘉昌

1. はじめに（目的等）

当農場では、場内の修理保全の為、移動式のエンジンウェルダーを使っている。労働安全衛生法に、電気取扱作業などの危険業務に従事する者に対し、安全に関する特別の教育を行う事を事業者に義務づけているとあり、今回の特別教育を受講した。

1. 期間・場所

期間：平成28年11月10日（木）、11日（金）　（2日間）

会場：（社）広島県労働基準協会　林業ビル8F　教室

（広島県広島市中区上八丁堀8-23）

1. 参加者等

受講者：1日目－学科 36名

　　　　2日目－実技 26名

1. 研修内容

以下の講義を受講した。

（学科）

* + 低圧の電気に関する基礎知識（1ｈ）

　・低圧電気の危険性・短絡・漏電・接地・電気絶縁

* + 低圧の電気設備に関する基礎知識（2ｈ）

　・配電設備・変電設備・配線・電気使用設備・保守及び点検

* + 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識（1ｈ）

　・絶縁用保護具,絶縁用防具・絶縁用防護具・検電器

　・その他の安全作業用具・管理

* + 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（2ｈ）

　・充電電路の絶縁防護・作業者の絶縁保護・停電電路に対する措置

　　・作業管理・救急処置・災害防止（災害の事例）

　　・その他

* + 関係法令（1ｈ）

・労働安全衛生法（抄）・労働安全衛生法施行令（抄）・労働安全衛生規則（抄）

・安全衛生特別教育規定（抄）・電気工事作業指揮者に対する安全教育について

・交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格・交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針・感電防止用漏電遮断装置の接続及び使用の安全基準に関する技術上の指針・絶縁用保護具等の企画

・絶縁用防護具の規格

（実技）

* + 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法（7ｈ以上）

1. 所感

　　　何気に行っていた業務が、当たり前の事ではあるが、行う前に特別教育を受けないといけないことを、はじめに注意を受けた。

　　　感電災害により、今なお命が失われており、感電災害は、低圧の電気による電気取扱者の被災が最も発生しており、この背景にとして、高圧の電気設備に比較して低圧なものは安易に取り扱われがちである事が1つの要因となっており、私もその内の1人で、今までよく被災せずにいたと感じた。

　　　災害を防止するためには、電気設備の整備・保守、適正な作業管理の徹底を図り、電気取扱作業を行う者が、作業を安全に行うために必要な知識、技能を事前に身につける必要があると再認識した。